

令和2年度商店街組合情報「街づくり・かごしま別冊版」

新型コロナウイルス対応 危機管理ガイドライン



令和3年2月
鹿児島県商店街振興組合連合会

発刊に寄せて

新型コロナウイルス感染症の影響により、各地の商店街では客足は減少し、商店の売上が激減するなど非常に厳しい経営環境を余儀なくされています。

特に、昨年秋以降の感染再拡大に伴い、商店街店舗の多くを占める飲食店では時短営業や休業が避けられない状況となっています。

商店街は、地域住民の身近な買い物の場であると同時に、様々な生活基盤を支える重要な機能を有していることから、十分な感染防止策を講じた上で、各店舗の事業を着実に継続していくことが求められています。

そこで、このたび本連合会において本書を策定し、政府の基本的対処方針等に基づき、来街者や店舗従業員にとって適切な環境を実現していくために必要な指針をお示しすることになりました。

商店街の一番の強みは、店主等と来街者との心温まる触れ合いを通じた人的交流ですが、感染長期化に伴い直接交流の機会は大きく減少しています。

県内商店街関係者の皆様におかれましては、本書を積極的に活用され、それぞれの業態、店舗の立地や規模等の実情に応じた感染防止策に取り組むことで、従来のもちの賑わいを一歩ずつ取り戻していただきますようお願いしております。

最後に、本書の作成に当たって、多大なるご協力を賜りました戸越銀座商店街連合会の山村俊雄会長をはじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和3年2月

鹿児島県商店街振興組合連合会
理事長 **河井 達志**

本書は、2月9日付けのデータに基づいて作成しているため、今後の感染拡大動向や専門家の知見等により、対処方針が変更になる場合があります。

CONTENTS



商店街としての対応

①	感染者が発生した場合の商店街の行動指針	
1-①	基準別の運営体制の整理	3
②	新型コロナウイルス感染や発症などに関する方針	
2-①	来街者にこのような症状が見られた場合	3
2-②	店舗利用者の感染が判明した場合	3
2-③	スタッフやオーナーにこのような症状が見られた場合	4
2-④	家族の職場で感染者が発生した場合	4
2-⑤	スタッフやその家族が感染した（感染の疑いがある）場合の対応	5
2-⑥	オーナー・スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応フロー	6
2-⑦	感染者が発生した場合の商店街の行動指針	7
2-⑧	商店街としての感染時の情報公開に関する方針	7
③	商店街イベント（お祭り、セール、抽選会など）における感染防止対策	
3-①	前提	9

3-② イベント実施の条件	9
3-③ イベント実施時の感染防止対策	9

4 広報

4-① 感染防止対策の広報	10
4-② 感染症に対する風評被害対策	10
4-③ 店舗用掲示資料	10

各店舗での対応

5 来街者への協力依頼・情報発信

5-① 密集回避に関する理解促進	11
5-② 感染防止対策への理解促進	11
5-③ サービスの内容変化に対する理解促進	11

6 店舗内での事前対応策

6-① 感染拡大のための物資の準備（基本的なもの）	11
6-② スタッフへの感染予防教育	12
6-③ 店舗での衛生管理	15
6-④ トイレでの感染防止対策	15

7 感染者が発生した後の店舗における対応

7-① 連絡・報告	16
7-② 消毒方法	16

共有情報

8 感染症拡大にともなう事業継続計画(BCP)などの作成

8-① 新型コロナウイルス感染症による商店街店舗への影響	17
8-② 事業継続戦略の視点	17

9 行政の取り組み

9-① 鹿児島県新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー	18
9-② 商店街が活用可能な主な支援策	19

10 体調管理の記録用紙

11 セルフチェックシート（相談や受診の目安）

12 消毒チェック表

13 新型コロナウイルス感染・発症に関するガイドライン

1 感染者が発生した場合の商店街の行動指針

1-1 基準別の運営体制の整理

新型コロナウイルスが発生してから対応を開始しては、影響が大きくなりかねないため、感染者が発生した場合を想定して準備することが必要です。例えば、東京都の戸越銀座商店街連合会では、新型コロナウイルス感染症による店舗運営などに係る危機管理基準を3段階にレベル設定【表1】し、どのレベルでどのように行動するか【表2】をとりまとめています。以下の表を参考に各商店街の実情に添った行動指針の策定が肝要です。

【表1】危機管理基準の整理

【表2】レベル別の行動指針

レベル	レベル設定	基準	具体的な要件例	行動設定
レベル1 制限(小)		商店街の地域(近隣市町村含む)に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、対応が必要と認める場合	・商店街がある地域(近隣市町村含む)に感染者が発生	運営 感染に配慮して実施 連合会対応 感染防止の普及啓発 店舗対応 ●マスクの着用 ●消毒液の設置 ●チラシの掲示等
レベル2 制限(中)		・知事および区から、外出自粛その他の行動制限に関する要請があった場合 ・商店街に関係が近い者(来街者を除く)の感染が確認され、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、対応が必要と認める場合	・商店街がある地域(近隣市町村含む)で感染者が拡大 ・国による緊急事態宣言発令(特定指定外) ・自主的な休業	運営 配慮して実施または休業 連合会対応 会議はメールまたはオンラインで実施 商店街の対応指針について周知 来街者、店舗に感染防止対策の協力要請 イベントの変更(中止・延期・縮小・内容変更など) 店舗対応 ●マスクの着用 ●消毒液の設置 ●チラシの掲示等 ●3密回避のレイアウト ●来街者・スタッフの検温 ●防護シールド設置 ●キャッシュレスの推奨等
レベル3 制限(大)		国の新型インフルエンザなど対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定され、知事から生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや、その他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	・都による緊急事態宣言発令 ・特別警戒都道府県に指定 ・商店街がある地域(近隣市町村含む)で感染者が拡大 ・自治体からの休業要請および休業指示	運営 縮小して実施または休業 連合会対応 営業時間短縮や休業に伴う助成制度の説明 制限期間の確認 相談窓口の案内 店舗対応 ●マスクの着用 ●消毒液の設置 ●チラシの掲示等 ●3密回避のレイアウト ●来街者・スタッフの検温 ●防護シールド設置 ●キャッシュレスの推奨等 ●営業時間の短縮 ●外出自粛にともなう休業 ※都の自粛要請に準ずる

2 新型コロナウイルス感染や発症などに関する方針

2-1 来街者にこのような症状が見られた場合

■咳やくしゃみをしている ▶ **マスクの着用を徹底** **検温**

来店時に咳やくしゃみをしている(※各店舗で症状の判断をしてください) ⇒ 検温やマスクの着用要請

- Point**
- マスクのない来街者には入店をお断りするチラシを入口に掲示することで店舗の方針を示すことになり、入店をお断りしやすくする
 - マスクをされていない来街者には単純に忘れてしまった方もいるので、その場で1枚購入又は配布できるような体制づくりも親切な対応

■37.5度以上の発熱がある ▶ **再度の検温** **入店の自粛要請**

37.5度以上の発熱がある ⇒ 再度検温を要請、入店の自粛要請、当該来街者の連絡先入手(可能な限り)

- Point**
- 検温して入店してもらう際には、入口を制限して必ず受付の担当者を設置することで検温をしない来街者や、発熱者が店内に入るのを防ぐことができる

2-2 店舗利用者の感染が判明した場合

■過去に店舗を利用した来街者が、後日、感染していたことが判明し、保健所の(積極的疫学)調査の結果、店内でスタッフが濃厚接触者となった恐れがある場合

- ①一時休業 ②店内消毒※消毒の方法はP16参照 ③濃厚接触者全員のPCR検査

■スタッフの陰性が確認された場合

①営業再開

- Point**
- 検査の結果「陰性」でも、潜伏期間中に発症する可能性があるため14日間自宅待機して健康観察(※)
※健康観察：発熱・咳などの有無を体調管理の記録用紙(P22)に記入し保健所が確認

■スタッフに陽性反応がある場合

- ①消毒後に再開 ②陽性スタッフは、就業制限(※)が解除されるまで出勤停止

※就業制限：感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)第18条に基づき、病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間は就業してはならない

2-3 スタッフやオーナーにこのような症状が見られた場合

本人に発熱の症状がある（微熱含む）	本人に味覚・嗅覚の異常、倦怠感、咳などの症状がある
自宅療養又は医療機関受診	自宅療養又は医療機関受診

2-4 家族の職場で感染者が発生した場合

家族の職場で感染者が発生した （感染者と直接接触なし）	家族の職場で感染者が発生した （感染者と直接接触あり）	家族の職場の利用者 （客、出入り業者など）が感染した
出勤可能	濃厚接触者の場合のみ出勤自粛	濃厚接触者の場合のみ出勤自粛



- 発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事を休んで外出は控える
- 以下の条件に当てはまる場合は、かかりつけ医に相談

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く、強い症状、解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む）

参考：厚生労働省 HP「国民の皆さまへ関連情報（新型コロナウイルス感染症）相談・受診の目安」

コロナ相談かごしま

新型コロナウイルス感染症に関する様々な問い合わせに対して一元的に対応する相談窓口コールセンター

電話番号 099-833-3221 FAX番号 099-225-0672 対応時間 24時間（土日・祝日も含む）

対応言語 24時間対応：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

平日 10時～18時：ベトナム語、タイ語

- 対応内容 ① 感染症に関する問い合わせや、感染症の拡大等で影響を受ける県民や事業者における支援の相談等に対して回答
② 相談内容を確認した上で、詳細な問い合わせ等に関しては、問い合わせ先を案内（夜間・休日は電話番号を案内）
※ 発熱等の症状がある場合の受診に関する問い合わせは、かかりつけ医にまずはご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

受診・相談センター（保健所）の連絡先（平日の8時30分から17時15分まで）

かかりつけ医などがなく、相談する医療機関に迷う場合の相談先です。

保健所	市町村	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
鹿児島市保健所	鹿児島市	099-216-1517	099-803-7026	-
指宿保健所	指宿市	0993-23-3854	0993-23-2142	ibu-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
加世田保健所	枕崎市, 南さつま市, 南九州市	0993-53-2315	0993-53-4519	minami-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
伊集院保健所	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村	099-273-2332	099-272-5674	kago-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
川薩保健所	薩摩川内市, さつま町	0996-23-3165	0996-20-2127	kita-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
出水保健所	阿久根市, 出水市, 長島町	0996-62-1636	0996-63-1114	izumi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
大口保健所	伊佐市	0995-23-5103	0995-23-5124	ookuchi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
始良保健所	霧島市, 始良市, 湧水町	0995-44-7956	0995-44-7969	airaisa-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
志布志保健所	曾於市, 志布志市, 大崎町	099-472-1021	099-472-2855	shibushi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
鹿屋保健所	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	0994-52-2106	0994-52-2110	oosumi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
西之表保健所	西之表市, 中種子町, 南種子町	0997-22-0018	0997-22-1846	kumage-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
屋久島保健所	屋久島町	0997-46-2024	0997-46-3522	yaku-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
名瀬保健所	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町	0997-52-5411	0997-53-7874	oosima-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
徳之島保健所	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	0997-82-0149	0997-83-2535	toku-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

平日夜間や土日に発熱等の症状がある場合は、鹿児島県ホームページに掲載の「電話相談医療機関」等へご連絡ください。

・鹿児島県「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/kansensho/coronavirus.html>



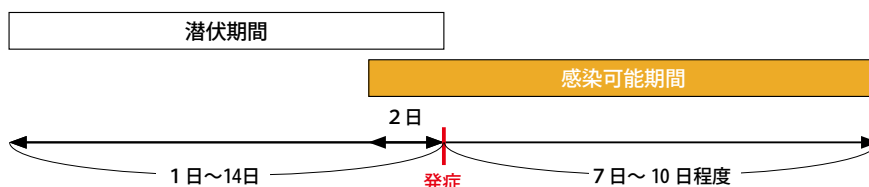
2-5 スタッフやその家族が感染した（感染の疑いがある）場合の対応

対象者の状態	営業自粛等	自粛期間
本人が症状を認め PCR 検査を受けた	店舗営業可能、本人出勤自粛	結果が陰性で、症状が無くなるまで
本人が濃厚接触者となり PCR 検査を受けた	店舗営業可能、本人出勤自粛	結果が陰性でも、陽性者との最終接触日の翌日から14日間
本人が感染者と判明した	店舗休業 (ただし消毒完了すれば営業再開可能)	就業制限解除まで本人は出勤不可
家族が症状を認め PCR 検査を受けた	店舗営業可能	自粛不要
家族が濃厚接触者となり PCR 検査を受けた	店舗営業可能	自粛不要
家族が感染者と判明した	店舗営業可能	本人が陽性家族の濃厚接触者と判断された場合は PCR検査の結果が陰性でも、その後、14日間の潜伏期間が終わるまで出勤自粛

感染者が発生した（感染の疑いがある）場合は、早急に「コロナ相談かごしま」や受診・相談センター（保健所）に連絡する



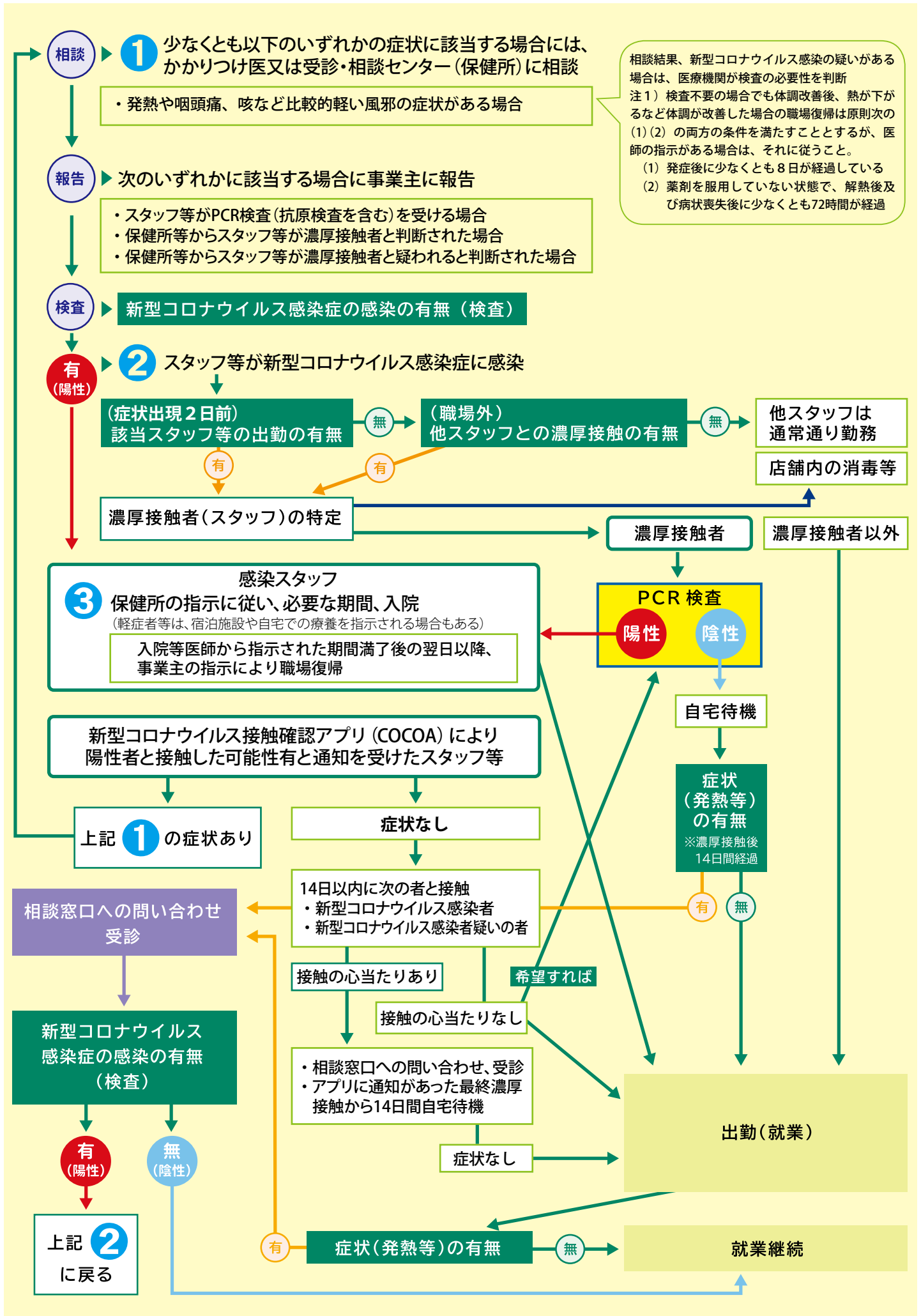
- 「濃厚接触者」とは
 - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で
 - マスクなしで
 - 「患者」と15分以上の会話・会食などの接触があった人のこと
 - 該当する方はPCR検査が手配される
 - PCR検査の結果「陽性」で症状がある場合、入院又は施設等療養
 - 症状が無い場合、自宅療養
 - 検査の結果「陰性」でも、潜伏期間中に発症する可能性があるため14日間（感染者との最終接触日の翌日から14日間）自宅待機して健康観察
健康観察：発熱・咳などの有無を体調管理の記録用紙（P22）に記入し保健所が確認
- 患者が症状出現2日前から出勤しておらず、接触者がいない場合、店舗の対応は原則必要ない
ただし、スタッフや来街者の安心のために、消毒を実施することを推奨
参考：厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」
- 感染可能期間は、発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている。



参考：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版



2-6 オーナー・スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応フロー



相談結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、医療機関が検査の必要性を判断

注1）検査不要の場合でも体調改善後、熱が下がるなど体調が改善した場合の職場復帰は原則次の(1)(2)の両方の条件を満たすこととするが、医師の指示がある場合は、それに従うこと。

(1) 発症後に少なくとも8日が経過している

(2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び病状喪失後に少なくとも72時間が経過

商店街としての対応

2-7 感染者が発生した場合の商店街の行動指針

■店舗から感染者発生連絡を受けた際に尋ねる項目

- ①感染者について発症日などの情報を得た後、保健所に連絡済みかを確認する
- ②本ガイドライン「2-6 スタッフやその家族が感染した（感染の疑いがある）場合の対応（P5）」を参照して行動するよう伝える（他のスタッフの自宅待機などの指示する）
- ③店舗の休業開始について確認する

■商店街は下記の対応を確認

- ①消毒方法について店舗オーナーとともに保健所に相談する（フロアの見取り図があると良い）
※保健所からの指示がない場合は感染が判明するまでに入ったエリア、手で触った可能性のある場所を消毒する
- ②商店街の感染拡大防止対策について話し合う
- ③他の店舗への周知方法について確認する（感染者が特定されないように留意する）
- ④店舗から感染者の勤務状況の報告を受け、他のスタッフ及び来街者への影響を検討する（店舗オーナーを通じて得られた保健所からの濃厚接触者情報について共有する）
- ⑤濃厚接触者には感染者との最終接触日の翌日から14日間の健康観察を指示する



●濃厚接触者に自宅待機を指示する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則などに基づいた対応を行うことを伝える

- ⑥公表についての検討する（買い物客への安全・安心の観点と、営業早期再開の観点を考慮する）
- ⑦万一の風評被害についての対応を検討する

■消毒の実施について

- ①店舗オーナーから消毒実施日、消毒範囲、消毒方法などについて確認する
- ②営業再開日の連絡を受けて近隣の店舗に連絡する

■感染したスタッフの職場復帰の目安について店舗オーナーと確認

- ①発症後に少なくとも10日経過している
- ②入院していた場合は、退院時に主治医からの指示を参考に対応する



●療養終了後に勤務を再開するにあたり、職場に陰性証明を提出する必要はない

■他の店舗への配慮

- ①近隣店舗へのヒアリング、個人情報にあたらぬ情報は、聞かれたら不安を解消するために共有する



●知り得た情報を不用意に口外しないよう注意喚起する

2-8 商店街としての感染時の情報公開に関する方針

感染者のプライバシーや店舗の利益を守るために、情報開示の方針など当該事業者事前に確認し、商店街は足並みを揃えてサポートする

1 基本的な情報開示（公表）のスタンス

- ・県、市町村や保健所から求められた場合に必要な情報を提供する
- ・一般に情報開示（公表）する必要がある場合は、当該事業者と協議の上、基本的には当該事業者が行う

2 情報開示（公表）の範囲

- ・感染者情報を保健所へ届け出る義務があるのは、感染者を診断した医師のみ。保健所は濃厚接触者の特定、感染経路の追跡、クラスターの有無の確認をするために情報を開示して2次感染の拡大防止に努めるため、保健所が求める情報は提供する。店舗、商店街はともに、下記の表に基づき、公表する場合の匿名性の保護を徹底する

	店舗名	氏名	年齢	住所・連絡先	来街者との接触の可能性
店舗	原則非公開（※）	非公開	非公開	非公開	店舗名を公表した場合のみ公表
備考	保健所に提供	保健所に提供	保健所に提供（生年月日も）	保健所に提供	保健所には勤務状況を連絡

※クラスターが発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、県、市町村は感染拡大防止の観点から関係者の同意を得ることなく公表する場合があります

- ・感染者の名前や連絡先などは、個人情報保護の観点から公表しない
店舗名も原則非公表とし、公表する場合の条件・方法・対応は次頁のとおり

①店舗名を公表する条件

- ・店舗の方針として、自主的に公表することを決定した場合
- ・県や市町村の方針として、店舗名を公表することを求められた場合
- ・商店街の方針として、公表することが感染拡大防止に必要な措置とみなされ、店舗が同意した場合

②公表する際の方法

ホームページを通じて、状況に応じて下記の項目を公表（全て公表する必要はない）

- ・店舗名、感染スタッフ数
- ・来街者との接触の可能性
- ・消毒済みの報告
- ・店舗スタッフの健康管理体制
- ・感染防止対策を徹底した営業状況
- ・相談窓口の案内 など

③公表後の商店街の対応

- ・濃厚接触者の特定作業は、保健所が行う。風評被害が懸念されるため、店舗名や感染者の個人名を知り得た場合でも、口外しないよう配慮する
- ・商店街としては感染者の拡大という最悪の状況を予測し、早急に協議して保健所、商店街担当行政職員などと連携し、感染防止対策の強化を図る
- ・来街者が感染したことが判明した場合、一般公表はしない。店舗では、スタッフの健康管理、感染防止対策を徹底する。スタッフには、来街者の不安をおおることの無いよう、口外しないように注意喚起する

上記を基本に具体的な対応は、保健所などの指示に従って行動する

③ 商店街イベント（お祭り、セール、抽選会など）における感染防止対策

全国商店街振興組合連合会ガイドライン「商店街における感染防止対策に向けた基本的な方針」を参考にした対策になっています。

3-① 前提

【緊急事態宣言の対象になっている場合】

商店街でのイベントのうち、商店街への来訪を伴うイベントについては国・県からの自肅要請などに基づき、実施を判断

【緊急事態宣言の対象になっていない場合】

「新しい生活様式」の実践や、感染防止対策や下記の条件（3-②）を考慮し実施

なお、規模要件（人数上限）に関しては、国・県のイベント開催制限の方針に準じて企画

【コロナの感染者数が減らない場合】

全国的又は広域的な不特定多数の集客につながるイベントは企画しない

地域住民の方を対象としたイベントの企画を中心に実施

3-② イベント実施の条件

- 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと
- 密閉空間での大声の発声、間仕切りなしの近接した距離での会話が想定されないこと
- その他、必要に応じて、適切な感染防止対策が講じられること

3-③ イベント実施時の感染防止対策

- 会場入口や受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- 清掃、消毒、換気を徹底的に実施すること
- ごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受などをできるだけ避けるようにすること
- 物販を行う際は、多くの人が触れるサンプル品・見本品は極力取り扱わないこと
- パンフレットなどの配布物は手渡しで配布せず据え置き方式とすること
- 最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫すること
- 3つの密が発生しやすい屋内でのイベントは避けること
- イベント実施の時間を分散するなどして、混雑を避けること
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- 食品は大皿から取り分ける方式を避け、一人分を皿に取り分けたものを提供すること
- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域などへの渡航ならびに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方、その他感染の疑いが強い方は来場しないように参加者へ呼び掛けること。また、イベント参加前後における3つの密が生ずる交流の自肅を呼び掛けること
- イベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、保健所とあらかじめ検討しておくこと
- イベントスタッフに対して、マスク着用や手指消毒を徹底すること
- イベントスタッフは、出勤前に検温し、発熱などの症状がある場合には参加させないこと
- イベント実施時は、なるべく来場者の連絡先の把握に努めるとともに、接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスの奨励を行うこと
- 演者、選手と観客がイベント開催時及びその前後に接触することが無いように措置を講じること

今後、チェックリスト等が公表される予定です。



4-1 感染防止対策の広報

- 新型コロナウイルス対応危機管理ガイドライン作成を周知する
- **ポスター、横断幕などの製作**で感染防止対策の連帯感を醸成する
- 商店街の全ての飲食店が、飲食業界のガイドライン遵守に向けた取り組みを行うとともに、ポスターやステッカーなどの掲示やホームページの公表など**取り組みの「見える化」**を実施する
- 商店街での放送事例「商店街行動宣言！」

本日は〇〇〇〇商店街をご利用いただき、ありがとうございます。〇〇〇〇商店街ではお客様に安心してご利用いただけるよう、各店舗での感染症防止対策の徹底に努めています。またお客様におかれましても、マスク着用、消毒、検温、そして、街路や店舗内での「3密」を避ける、ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いいたします。みなさまが楽しく過ごせるように、これからも〇〇〇〇商店街は新しい生活様式のあり方を提案して参ります。これからも、ともに歩いて参りましょう。〇〇〇〇商店街からのお知らせでした。

4-2 感染症に対する風評被害対策

- 商店街の対応方針についてホームページで公開する
- 電話での相談は感情的になることもあるので、**可能な限りメール**で対応する
- 受付窓口は**一本化する**
(担当者によって対応が異なるとクレームになるおそれがあるため)
- 電話は相手の話を受け止めながらも丁寧かつ適切な対応をする

電話対応例

最初に「対応の品質向上のために録音しております」というアナウンスをする

- ①「ご相談ですか？ 商店街に対するご意見でしょうか？」と要件を聞く
- ②「かしまりました。商店街の店舗に関するご案内以外の、新型コロナウイルス感染症に係るご意見につきましては、よろしければホームページのお問い合わせフォームをご利用ください」
- ③苦情をこの電話で伝えたいという方がいたら「それでは、最初にお電話口の方のお名前、連絡先を教えてください」と尋ねる話を聴いたあとで、「貴重なご意見をありがとうございました」と告げて丁寧に切る

- 脅しなどの電話、メールについては**警察に相談**し、万一、店舗や商店街共有箇所のいたずら、破損などについては**警察に被害届**を出す
- SNSやホームページなどで**商店街への応援メッセージ**を前面に打ち出す
- 店舗に届いた**苦情がないか情報収集**し、スタッフに心身の変化がないか尋ねる
- 商店街の売上に大きく影響がありそうな場合は、**県や市町村に風評被害を相談**し、連携した対応を検討する

4-3 店舗用掲示資料

厚生労働省ホームページでは、新型コロナウイルス感染症対策を啓発する各種資料を公開しており、用途に限らず自由にダウンロード・印刷できます。ただし、出典を記載する、加工・改変はしない、商用利用はしない等のルールに従ってご利用ください。



出典：首相官邸 HP

・厚生労働省「啓発資料・リーフレット・動画」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokukan-fukushishisetsu.html#h2_4



5 来街者への協力依頼・情報発信

感染防止対策に取り組む際、スタッフと来街者が互いに協力し合って、安全・安心な買物の場を作り上げていくという意識が大切です。そのため、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を参考に、以下の項目について来街者への協力依頼や情報発信を行うことが肝要です。

5-1 密集回避に関する理解促進

- 他の来街者やスタッフと一定の距離を保つこと
- 精算はできるだけ1人でいき、待つ際は間隔を空けて並ぶこと
- 会計後の袋詰め作業は混雑を避け、速やかに行うこと
- 予め購入品の計画を立てるなど、滞在時間短縮化を心がけること
- 混雑時間帯を避けて来店し、1グループ1人又は少人数で入場すること
- 不要不急の会話は出来るだけ控えること

使用中のマスクを清潔に保管できる、マスクケースを準備しておく便利です。

5-2 感染防止対策への理解促進

- 入口又は店外で検温を実施し、結果が出るまで入店を待ってもらうこと
- 発熱等の症状がある場合は、入店を自粛をお願いすること
- 入店時にはマスクを着用すること
- 店内で飲食等のためマスクを外す際は、使用中のマスクを適切に管理すること
- 入口又は店外に設置した消毒液で手指消毒すること
- 咳エチケットを徹底すること
- 現金を数える際に指をなめるなどの感染懸念行為を行わないこと
- 可能な限り購入しない品物への接触を避けること
- 電子決済や自動精算機の利用により可能な限りスタッフとの接触を避けること
- マイバックへの袋詰めは来街者自身で実施すること
- マイバックの洗浄や消毒をすること
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること



5-3 サービスの内容変化に対する理解促進

- 感染予防の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なること
- 店舗において一時的に品薄商品や陳列棚における欠品が生じる可能性があること
- 必要に応じて点数制限による販売が行われる可能性があること



- 店内放送などを活用し、店舗利用で夢になっている来街者に注意喚起する
- 会計列の足元にラインをつけるなど、視覚的にわかりやすい工夫をする
- 試飲食やテスターは控える
- 入口制限及び受付担当者の設置により、検温漏れや発熱者の入店を防ぐ
- 来街者の目につくところに「マスク着用者以外のお断り」など方針を掲示する
- マスクを忘れた人には、その場で1枚販売又は配布し、着用を促す
- アルコールアレルギーの方には消毒を無理強いせず、手洗いや自前の消毒液の使用を促す
- QRコードを掲示し、接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す

6 店舗内での事前対応策

6-1 感染拡大のための物資の準備（基本的なもの） ※下記以外にも各店舗で必要な物を準備する

物資名	使用方法	物資名	使用方法
マスク	飛沫感染を防ぐ（スタッフ用）	使い捨て手袋	飛沫感染を防ぐ（スタッフ用）
フェイスシールド	飛沫感染を防ぐ（スタッフ用）	手指消毒液	Point 接触感染防止対策 ● 台座と窃盗防止対策も忘れずに
ハンドソープ	流水手洗い用	消毒液用スプレー容器	金属にスプレーした場合はキッチンペーパーなどを利用し水拭きを実施
ペーパータオル	流水手洗い後の乾燥、消毒剤での拭き掃除時に使用（アルコール消毒後の手を拭く用ではない）	除菌シート	代用として、スプレー容器に入れた消毒液を布やペーパータオルに含ませて拭き掃除
清掃用アルコール剤	アルコール消毒剤が入手困難な時（ハイター又はブリーチで、次亜塩素酸ナトリウム液を作成。誤飲など予防できる容器が必要）	赤外線体温計	Point 来街者、スタッフの体調チェック ● 窃盗防止のための管理体制を
足踏み式ごみ箱	ごみ箱は蓋つきかつ足踏み式にして、ごみ箱に触らないことが望ましい	間仕切り	レジ前に会計時の接触による感染防止用
ポリ袋	ごみ袋や即席のガウン等に利用	養生テープ	間隔をあげるために足元に貼るテープ

6-2 スタッフへの感染予防教育

～新型コロナウイルス感染防止対策については、各店舗で方針を決めてスタッフへ～

スタッフの感染予防意識を高めるために、日頃から「健康管理や自身の体調把握の徹底」「マスクの着用、手洗い、うがいの励行」「清掃・消毒」「3密の空間の回避」を周知し、定期的に「マスクの外し方」「手袋の脱衣方法」などを指導する

毎日の健康チェック

Check!

- 【出勤前】 体調チェックをしてから勤務する（発熱、咳、倦怠感、息苦しさ、味覚異常などの有無）
- 【出勤時】 店舗で検温及び咳、くしゃみ、だるさなどの問診
- 同居している家族の体調面についてのヒアリング
- 2週間以内の緊急事態宣言対象区域の往来及び海外渡航者との接触の有無
- 【勤務中】 勤務中に発熱、咳、倦怠感、息苦しさ、味覚異常などを感じた時には速やかに上司に伝え、まずはかかりつけ医に相談のうえ受診、又は保健所に連絡する

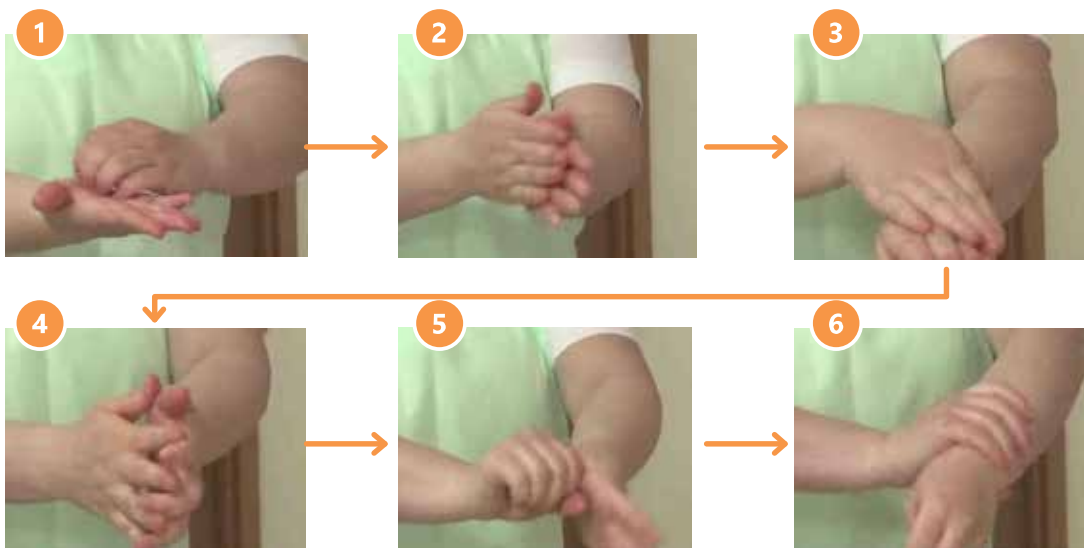
手洗いの方法

液体石けんを約2-3ml手にとり、よく泡立てながら、爪、指の間、親指、手首をしっかりとみ洗いし、さらに流水で流します。水を止めるときは手首か肘で止めます。蛇口の形状によっては、ペーパータオルをかぶせて栓を締めるのも有効です。手洗い後はマスクや自分の顔、髪をさわらないにしましょう。



手指消毒の方法

消毒用エタノールなどを約3ml手にとり、手洗いと同様に、爪、指の間、親指、手首を忘れずにしっかり擦り込みます。



ワンポイント

消毒用エタノールなどのワンプッシュは約2～3mlです。右図のように手の底に溜まる程度の量ですので、十分な消毒効果が発揮できる量を使いましょう。



各店舗での対応

マスクの着脱方法

- 1 鼻と口を覆うように着用しましょう



- 2 マスクにはウイルスがついている可能性があるため、紐をもってそっと外しましょう



- 3 マスクの外側を下にして清潔なティッシュ等の上に置いて保管します



- 4 次に使用するときも、紐を持って、マスクの外側や内側に触れないようにしましょう



- 5 使った布マスクは一日一回洗いましょう



- 6 水を飲む場合も、マスクのゴムをもって、マスクの外側や内側に触れないようにしましょう



手袋の着脱方法

- 1 作業中に脱げないよう適切な大きさの手袋を装着します



- 2 使用後は、手袋の外側を引っ張り上げ、片方の手袋を脱ぎます



- 3 そのまま、手や腕に触れないように脱ぎます。



- 4 脱いだ手袋は、もう片方の手で握ります



- 5 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋の内側を持ち上げます。外側の汚れた部分に触れないよう注意します



- 6 汚れた側が内側になるように、手袋を脱ぎます



各店舗での対応

環境清拭の方法

- 1 多くの人が触る場所は、定期的に消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムなどで拭き掃除をしましょう



- 2 拭き掃除をする際には、手が触れる場所を考えて拭きましょう



- 3 机の脇や座面の横なども忘れないようにしましょう



- 4 机の上、イスの背もたれや座面、イスの脚といった順序で上から下に拭きます



- 5 密閉状態にならないよう、定期的に換気を行います



良く触れる場所と清拭のポイント



良く触れる場所、汚れた手で触ることが多い場所を「上から下」・「右から左」など一方向に拭くようにしましょう

引用：厚生労働省「感染対策普及リーフレット」



各店舗での対応

6-3 店舗での衛生管理

店舗の業態、規模、立地条件などの実情に応じた対応を推進する

1 基本対策（全ての店舗に共通すること）

- 入口又は店外で検温を実施し、消毒液による手指消毒を促す
- (テーブル、入口、レジ前など) 感覚をあける「2m (最低1m) 空ける」



- 入店前やレジ前には適切な間隔を保てるように足元に目印をつける
- 椅子は人が密接して座らないように間隔をあける、又はステッカーを貼って座らないように注意喚起する

- 来街者と正面で向き合う場所（レジなど）はスタッフと来街者との間にパーテーションなどを設置する
- 30分に1回（5分程度）は窓を開けて換気し、乾燥する場面では適度な加湿をする（換気扇又はサーキュレーターなどを活用）



- 換気表を作成し担当者を決め、実行したら記入する

- 来街者が多い場合は混雑緩和のために入店制限をする



- 可能ならば入口と出口を分ける

- 滞在時間を短くし、効率よく利用してもらうための工夫をする
例) お買得品を目につくところにまとめて配置 など
- 試飲食及び製品サンプルの配布、テスターの設置、曜日や時間を特定した特売などのイベントは避ける
- ユニフォームや衣服、リネン類はこまめに洗濯する
- 共有する物（テーブル、椅子、カート、かご、メニューなど）や不特定多数が接触する場所（ドアノブ、ボタン、レバーなど）は、定期的（来街者の入れ替えのタイミングなど）に消毒する
- マイバックを持参されたお客様には、お客様ご自身で袋詰めしていただくようお願いする
- 喫煙室などの、3密になりやすい空間の利用を制限する
- 接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止対策を行う

2 業態別対応

【食事提供施設（飲食店・喫茶店・居酒屋など）】

- 飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、2m (最低1m) 以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける
- 椅子は、隣の人と1つ以上空け、互い違いに座る、対面せず片側に座るように配置する
- 大皿での取り分けによる食品提供はできるだけ個別に提供する
- 回し飲み・お酌、食器の共用の自粛を呼びかける
- 事前予約注文を受け付ける、メニューを制限する、テイクアウトに対応するなど滞在時間を短くする工夫をする



家族連れの場合は、柔軟な対応を検討しましょう。

【テイクアウトサービスを行う店舗】

- テイクアウト客と店内飲食客の導線を区別し、両者の接触を避ける
- 食中毒などの防止のため、料理は早めに食べるように、口頭もしくは注意書きを添えて注意を促す（特に気温の高い時期）
- 料理の受け渡しは必ず手指を消毒してから行い、できるだけ非接触の受け渡しを行う

【惣菜、ベーカリーなど】

- 陳列する食品はできるだけ個包装して飛沫したウイルスが食品に付着しないようにする
- 来街者が同じトングなどで取り分ける方式を避け、1人分を皿や袋に取り分けたものを提供する

【小売店舗、コンビニ、マーケットなど】

- 家族連れを避け、必要最小限の人数で入店するよう周知する
- 購入した品を袋詰めするサッカー台には適切な間隔を保てるように台および足元に目印をつける
- 来街者が商品を触る機会を減らすため、商品裏面の品質表示を触らなくても見える工夫をする

6-4 トイレでの感染防止対策

- トイレの蓋を閉じてから流すように来街者の目につく場所に表記する
- ハンドソープを設置する
- ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置する
- ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレペーパーカバーや水洗レバーは定期的に清拭消毒を行う

7 感染者が発生した後の店舗における対応

感染者が発生した場合であっても、保健所の指示に従って消毒を実施することで、営業を再開できます。むしろ、怖いのは風評被害によって客足が途絶えることです。



- 店舗では感染が PCR 検査などにより明らかになった場合に即時に営業を中止し、保健所に報告する
※検査段階では公表しない

7-1 連絡・報告

感染者が確認されたら（感染の疑いがある場合を含む）商店街は、足並みを揃え感染の対処等、サポートを行う

7-2 消毒方法

消毒は、保健所に相談して実施すること。下記に一例を示す

1. 熱水

食器や箸などは、熱水でウイルスを死滅させる

使用方法	80℃の熱水に 10 分間さらす
注意事項	やけどに注意する

2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）

市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」は、消毒効果が高いため物の表面、床、壁の消毒に効果的である

使用方法	家庭用漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.05% になるように薄めて拭き、最後に水拭きをする
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 塩素に過敏な方は使用を控える・ 目に入ったり、皮膚についたりしないよう注意する・ 飲み込んだり、吸い込んだりしないよう注意する・ 酸性溶液と反応して毒性の強い塩素ガスを発生させるため混ぜない・ 金属製のものに使用すると、腐食する可能性があるため注意する

3. アルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）

次亜塩素酸ナトリウムと比較して人の皮膚や粘膜への刺激が少ないものの、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化する

使用方法	濃度70%以上95%以下（※）のエタノールを用いて拭き取る ※70%以上のエタノールが入手困難な場合は、60%台のエタノールを使用した消毒も一定の有効性があるとされている
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ アルコール過敏症の人は使用を控える・ 引火性があるため、空間噴霧は絶対にしない



- 店舗全体ではなく、感染者が触った個所をアルコールや希釈した次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒する（電話、机、ドアノブ、トイレのレバー、トイレの個室のノブ、ロッカーの取っ手、階段の手すり、エレベーターのボタンなど）
- 消毒完了まで、施設を一端閉鎖する必要があるが、消毒完了すれば施設の利用を開始することができる

作業手順

1. 汚染された場所以外でマスク、ゴーグル（フェイスシールド）、手袋（2枚重ね）、ガウンを着用
2. 窓を開けて換気
3. 作業するスタッフ同士交差しないようあらかじめ作業する動線を決めてから消毒作業を実施
4. 消毒作業終了後、十分な換気をしてから入室
5. 装着したものを脱着し適切に廃棄
6. ハンドソープを使って手洗いをし、その後、手指消毒

※詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・ 一般的な消毒方法に関するお問い合わせ

厚生労働省 コールセンター 0120-565-653

受付時間：9時～21時（土日祝日も実施）



8 感染症拡大にともなう事業継続計画(BCP)などの作成

各店舗において新型コロナウイルスや他の世界的感染症対策を踏まえた店舗（事業）の強靱化を検討しましょう。すでに、大規模災害における事業継続計画（BCP）などを作成している場合は、感染症対策に対応する内容を追記しておきましょう。

8-① 新型コロナウイルス感染症による商店街店舗への影響

- 国や県からの外出自粛要請、店舗休業要請、営業時間の短縮、イベント中止の要請などで、売上が減少
- 世界規模で工場の休業による生産能力低下、輸送機関の運休からくる物流の停滞、遅延による欠品の長期化
- 一定の商品に対する買いだめ、供給不安、欠品のクレーム対応の負担
- 感染拡大防止対策の物品調達のコスト増と調達困難の負担
- 子の休校措置などによるスタッフ確保への影響（子どもを一人に留守番させられない、預け先がないので仕事ができないなど）
- テイクアウト、デリバリーなど新しい商法での容器などの資材やドライバー確保などのコスト増と調達困難の負担
- 清掃、消毒など多くの手間がかかり、業務負担の増加によるスタッフの疲労
- スタッフ、来街者、世間の過敏な反応に対応するストレス

8-② 事業継続戦略の視点

長期化した場合の経営体制 → **ピンチをチャンスに変える商業体制（新たな取り組み、既存運営の方向転換）**

- ★オンラインショップの開設（海外の消費者もターゲットとした商品の販売など）
- ★テイクアウト、デリバリー事業展開
- ★クラウドファンディングの活用
- ★有料オンラインセミナー（料理教室、製品を活用したアレンジメントなど）

休業中の対応 → **時間がなくてできなかったことへの取り組みなど、休業明けの戦略として休業中の時間を有効利用**

- ★新製品の開発
- ★店舗のリフォーム
- ★店舗のレイアウト変更
- ★ITの導入
- ★HPの改定
- ★スタッフの研修、訓練によるスキルアップ
- ★顧客へのお便りの発送、メールマガジンの発信

今回の対応の記録づくり → **今後の対策に活かすために忘れないうちに記録（写真や映像の保存含む）**

- ★感染症対策に必要な物品のリスト化
今回調達したアイテム、数量、価格（市場価格と仕入れ値）、調達先（会社名、連絡先、担当者名など詳細を記録）を一覧にして記録
- ★物品の必要数とその物品の一定数の備蓄
- ★緊急事態宣言下での影響と対応策
- ★県の外出自粛要請による影響と対応策
- ★顧客、取引先の対応で気づいたこと
- ★新型コロナウイルス禍で新たに取り組んだこと
- ★今回申請した助成制度一覧（できるだけ詳しく）
- ★スタッフの勤務態勢と心身の変化について
- ★スタッフが不足した場合の対応
- ★人員確保で困ったこととその対策
- ★今回の支援で助かったこと（支援してくれた人、団体と支援内容）
- ★風評被害で困ったこととその対応
- ★商店街全体の取り組みで気づいたこと

スタッフへの対応の明確化 → **スタッフの確保は店舗の運営に影響するため、今回を踏まえて対応を明確にしておく**

- ★休業補償の知識と手続き、スタッフへの周知
- ★店舗で感染者が発生した場合の対応の周知
- ★感染防止のための研修、訓練（マニュアルの作成）
- ★営業時間変更に関する勤務体制
- ★実際にスタッフが感染した場合の対応（復帰までのケア）

バックアップ体制の強化 → **商品の仕入れや新たな商材の確保など経営を安定化させるための取り組みを検討する**

- ★品薄、欠品に対応する類似商品の仕入れ方法
- ★取引先が休業した場合の複数の仕入れ先、取引先の確保



9 行政の取り組み

9-1 鹿児島県新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー

感染防止対策に積極的に取り組み、安心して利用できる施設や飲食店等に対して、店舗（施設）に掲示できる「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を鹿児島県が発行しています。

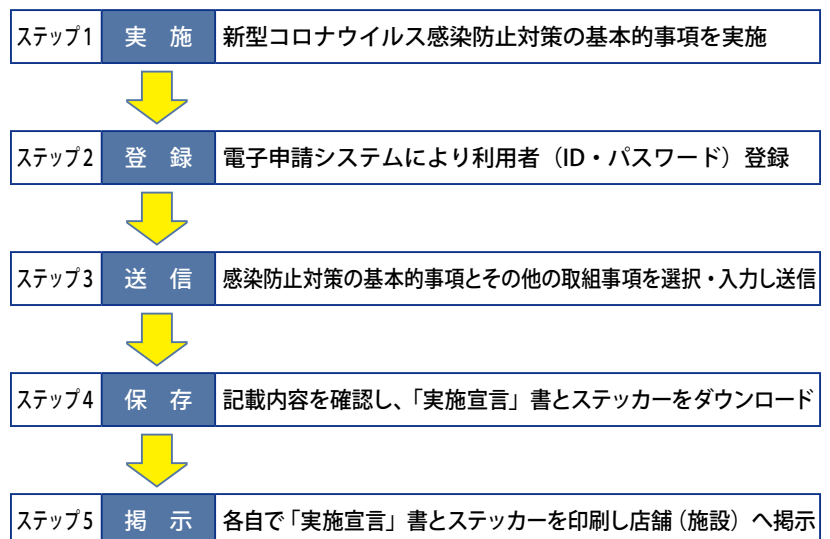
「実施宣言」書	ステッカー
	



共有情報

基本的な手続きの流れ

- 鹿児島県電子申請共同運営システム(e(いー)申請)において、利用者登録を行う
- ログインした後、申請先の選択で「鹿児島県」を選び、「鹿児島県新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の手続きを選択する
- 必要事項（業種区分や店舗（施設）名称、所在地、連絡先、実施している感染防止対策等）を入力し、申請する
- 申請完了後、ステッカー及び実施宣言書をダウンロード・印刷する



※詳細は、鹿児島県ホームページをご覧ください。

・鹿児島県「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーについて」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/kansensho/covid-19sutekka-.html>



9-2 商店街が活用可能な主な支援策

1 国の支援策

(1) 令和2年度第3次補正予算

● Go To商店街事業（30億円） 継続

上限額：単独 300万円（200万円まで定額）

2者連携 700万円（300万円まで定額）

3者以上 950万円（500万円まで定額）

※定額を超えた額については、商店街等が2分の1を自己負担

対 象：商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

事業内容

- ・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような**商店街イベント等の実施**（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・地域の良さを再発見を促すような、**新たな商材の開発やプロモーションの製作**

● 中小企業等事業再構築促進事業（1兆1,485億円） 新規

要 件

- ・申請前の直近6カ月間のうち、任意の**3カ月間の合計売上高**が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等
- ・自社の強みや経営資源を活かしつつ、経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2（4,000万円超は1/3）
中堅企業 （グローバルV字回復枠）※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1 中小企業（卒業枠）：400社限定

事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠

※2 中堅企業（グローバルV字回復枠）：100社限定

以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠

- ① 直前6カ月間のうち任意の3カ月の売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**15%以上減少**している中堅企業
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**
- ③ グローバル展開を果たす事業であること



●雇用調整助成金 継続

期 限：緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長

助成額

(平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり15,000円が上限)

助成率

区分	大企業	中小企業※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

- ※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。
- ・小売業（飲食店を含む）：資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下
 - ・サービス業：資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下
 - ・卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
 - ・その他の業種：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
 電話番号 0120-60-3999
 受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）

(2) 令和3年度当初予算

●地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（5.5億円） 新規

- ・地域商業機能複合化推進事業

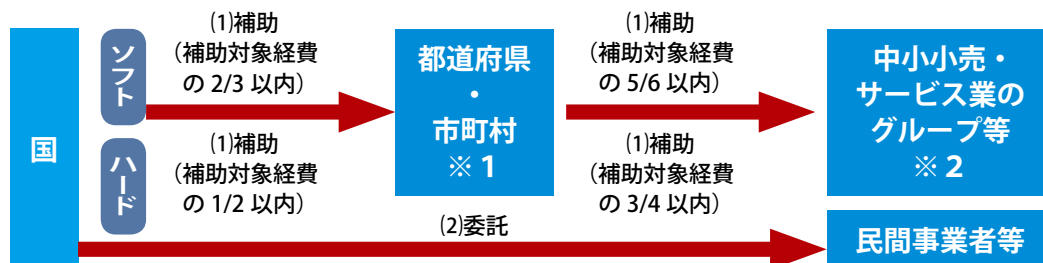
上限額：ハード 4,000 万円、ソフト 400 万円

対 象：中小事業者等のグループ

事業内容

- ・ソフト事業
空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。
- ・ハード事業
商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等にはない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。

条 件



- ※1 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
- ※2 まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など
- ※3 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定



2 鹿児島県の支援策

●新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金

協力金額：1店舗あたり**56万円**

地 域：鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市

対 象：食品衛生法の規定により飲食店又は喫茶店営業の許可を受けている店舗

全期間（令和3年1月25日（月）～2月7日（日））において営業時間短縮要請（※）に応じた店舗

※営業時間5時～21時、酒類の提供11時～20時

申請期間：令和3年2月26日（金）～3月31日（水）（※当日消印有効）

●事業継続緊急支援金

上 限 額：20万円（※）

地 域：県下全域

対 象：令和2年12月から令和3年2月までの間、**ひと月の事業収入が前年同月比で70%以上減少した中小法人等・個人事業者**

申請受付：2月下旬頃開始予定

※以下の事業者については、ひと月の事業収入が前年同月比で70パーセント以上減少した方は上限額30万円、50パーセント以上70パーセント未満減少した方は上限額20万円となります。

- (1) 時短要請対象地域以外の飲食店
- (2) タクシー、運転代行、飲食店の直接取引先
- (3) 宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカー

詳細は、鹿児島県ホームページで随時公表予定です。

- ・鹿児島県「商工業」（令和3年2月9日時点）
<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>
- ・問い合わせ先：時短要請コールセンターかごしま
電話番号 099-248-8442
受付時間 9時00分～18時00分（土日含む）



10 体調管理の記録用紙

体調確認の記録用紙

名前：

- 感染者と最終接触した翌日を1日目として、14日間、体調を確認してください（通勤は控えてください。）
- 発熱や咳などの症状がみられたときは…
- ①コロナ相談かごしまへ連絡してください
⇒自治体受診・相談センター（保健所）電話番号：「」 ←P 4から転記
- ②受診をする前に医療機関へ連絡し、「新型コロナウイルス感染者と接触したこと」を伝えてください
なお、受診の際は、マスクを着用し、タクシーや公共交通機関の利用はできる限り控えてください

最後に接した日： 月 日（ ）



		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）
体温	朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	息苦しさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻水 鼻づまり	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	のどの痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
呼吸器以外の症状	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他（ ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
		／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）
体温	朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	息苦しさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻水 鼻づまり	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	のどの痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
呼吸器以外の症状	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他（ ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有



11 セルフチェックシート（相談や受診の目安）

自身の健康状態のチェックや、医療機関の受診、保健所連絡などを検討される場合にご活用ください。医療機関に相談する前に「症状」と「接触歴」を確認しておくことで、相談や診察がスムーズに進みます。

新型コロナウイルス感染症 セルフチェックシート

住 所	氏 名				
	生年月日	T・S・H・R	年	月	日 (歳)

●症状

○症状が出た日はいつですか？

月	日
---	---

○症状が出てから、今までに、以下の症状がありましたか？

☆ 37.5度以上の発熱	最高	度 / 本日	度	4
☆ 嗅覚、味覚の異常 (匂いや味がわからない)				4
☆ 全身の異様なだるさ				3
☆ 咳(セキ)が出る	→	空咳		3
	→	黄色い痰(タン)を伴う咳		-3
☆ 安静時の息苦しさ (横になって安静にしているでも息苦しさがある)				2
☆ からだの痛み				2
☆ のどの痛み				1
☆ 下痢				1
☆ 鼻汁				-1
小 計 ①				

●接触歴

○14日間で以下のことはありましたか？

☆ 新型コロナウイルスが陽性と診断された人との接触、あるいは間接的な接触	6
☆ 自分や家族の流行地域または海外への往来	4
☆ 屋内イベントへの参加、カラオケ、ナイトクラブ、家族以外との飲食、密室でのおしゃべり	4
☆ 同じ職場内で、発熱、咳、嗅覚・味覚異常などの症状が出た人がいた	3
小 計 ②	

●症状①と、接触歴②の合計

合 計 ①+②	点
---------	---

●感染リスクのセルフチェック

○症状の小計①と、接触歴の小計②の合計数値を下の表に当てはめて、相談または受診を判断してください。

1点	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
かかりつけ医に電話相談し 必要により受診してください					かかりつけ医に電話相談し その指示に従ってください				感染が疑われます 保健所に電話相談してください			

参考:重症化するリスク(危険)の確認

以下の症状がある方は、早めの受診をお勧めします。

基礎疾患、症状等	該当に○
現在の喫煙習慣	
糖尿病	
高血圧	
高血圧以外の心臓病	
COPD、肺気腫、慢性気管支炎	
肺機能の低下(結核の後遺症)	
ステロイド 免疫抑制剤の服用	
がん	



12 消毒チェック表

担当者及び実施時間を定め、チェック表により管理することで確実な感染症対策に取り組みましょう。以下の参考例をもとに、業種別ガイドラインや店舗の実態に合わせて作成する必要があります。

<参考例>

消毒チェック表														
実施日：		年	月	日	()	※実施ごとに担当者が押印する								
場所	消毒	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
入口	ドアノブ													
	検温器													
売場	買い物かご													
	買物カート													
	会計カウンター													
	コイントレー													
エレベーター	手すり													
	行先ボタン													
階段	手すり													
共用トイレ	ドアノブ													
	スイッチ													
	手すり													
	ペーパーホルダー													
	流水レバー													
休憩室	テーブル													
	イス肘置き													
	テレビリモコン													
	窓鍵													



共有情報

内閣官房HPでは、令和3年1月15日に更新された「業種別ガイドライン」の一覧が公表されています。

・内閣官房「業種別ガイドライン」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210115>



13 新型コロナウイルス感染・発症に関するガイドライン

～商店街の感染防止対策をスタッフと情報共有するために、店舗に掲示しましょう～
(詳細は本ガイドラインをご覧ください)

来街者にこのような症状が見られた場合

咳やくしゃみをしている		37.5 度以上の発熱がある	
マスクの着用を徹底	検温	再度の検温	入店の自粛要請

スタッフや家族にこのような症状が見られた場合

本人に発熱の症状がある（微熱含む）	本人に味覚・嗅覚の異常、倦怠感、咳などの症状がある
自宅療養又は医療機関受診	自宅療養又は医療機関受診



- 発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事を休んで外出は控える
- 以下の条件に当てはまる場合は、かかりつけ医に相談

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く、強い症状、解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む)

コロナ相談ごしま

新型コロナウイルス感染症に関する様々な問い合わせに対して一元的に対応する相談窓口コールセンター

電話番号 099-833-3221

FAX番号 099-225-0672

対応時間 24時間（土日・祝日も含む）

対応言語 24時間対応：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

平日10時～18時：ベトナム語、タイ語

※発熱等の症状がある場合の受診に関する問い合わせは、かかりつけ医にまずはご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター（保健所）へご相談ください（P4参照）。

- 家族がウイルス感染の疑いがある場合は健康観察して、疑いのある家族と部屋を分け、感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方でいい、マスクの着用、こまめに手を洗う、換気する、手で触れる共有部分を消毒するなどを心がける

家族の職場で感染者が発生した場合

家族の職場で感染者が発生した (感染者と直接接しなし)	家族の職場で感染者が発生した (感染者と直接接しあり)	家族の職場の利用者 (客、出入り業者など)が感染した
出勤可能	濃厚接触者の場合のみ出勤自粛	濃厚接触者の場合のみ出勤自粛

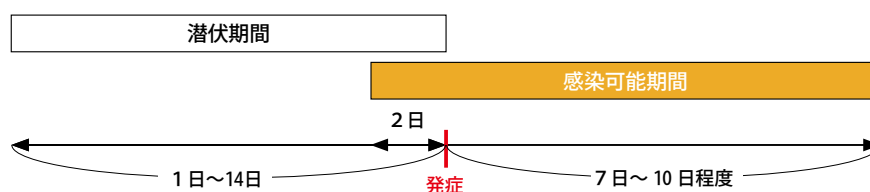
スタッフとその家族が感染した(感染の疑いがある)場合の対応

対象者の状態	営業自粛等	自粛期間
本人が症状を認めPCR検査を受けた	店舗営業可能、本人出勤自粛	結果が陰性で、症状が無くなるまで
本人が濃厚接触者となりPCR検査を受けた	店舗営業可能、本人出勤自粛	結果が陰性でも、陽性者との最終接触日の翌日から14日間
本人が感染者と判明した	店舗休業 (ただし消毒完了すれば営業再開可能)	就業制限解除まで本人は出勤不可
家族が症状を認めPCR検査を受けた	店舗営業可能	自粛不要
家族が濃厚接触者となりPCR検査を受けた	店舗営業可能	自粛不要
家族が感染者と判明した	店舗営業可能	本人が陽性家族の濃厚接触者と判断された場合はPCR検査の結果が陰性でも、その後、14日間の潜伏期間が終わるまで出勤自粛

感染者が発生した(感染の疑いがある)場合早急にコロナ相談がごしまや保健所に連絡する



- 「濃厚接触者」とは
 - ➔手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で
 - ➔マスクなしで
 - ➔「患者」と15分以上の会話・会食などの接触があった人のこと
 - ➔該当する方はPCR検査が手配される
 - ➔PCR検査の結果「陽性」で症状がある場合、入院又は施設(ホテル)療養
 - ➔症状が無い場合、自宅療養
 - ➔検査の結果「陰性」でも、潜伏期間中に発症する可能性があるため14日間(感染者との最終接触日の翌日から14日間)自宅待機して健康観察
健康観察:発熱・咳などの有無を体調管理の記録用紙(P22)に記入し保健所が確認
- 患者が症状出現2日前から出勤しておらず、接触者がいない場合、店舗の対応は原則必要ない
ただし、スタッフや来街者の安心のために、消毒を実施することを推奨
参考:厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」
- 感染可能期間は、発症2日前から発症後7~10日間程度と考えられている。



参考:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第3版



【参考資料】

- ・戸越銀座商店街連合会「戸越銀座商店街新型コロナウイルス対応危機管理ガイドライン」
- ・全国商店街振興組合連合会「商店街イベントにおける感染防止対策に向けた基本的な方針」
- ・内閣官房「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」
- ・厚生労働省「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
- ・厚生労働省「感染対策普及リーフレット」
- ・経済産業省「令和2年度第3次補正予算の事業概要」
- ・経済産業省「令和3年度経済産業省予算案のPR資料」
- ・鹿児島県「『感染拡大警報』発令（令和3年1月22日から2月7日まで）」報道発表資料
- ・一般社団法人日本渡航医学会、公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第4版」
- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構「新型コロナウイルスを含む事業継続計画（BCP）のポイント」



©鹿児島県ぐりぶー # 852

街づくり・かごしま 別冊版 (令和2年度情報提供事業)

発行人 鹿児島県商店街振興組合連合会 理事長 河井達志
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号
県産業会館5階（鹿児島県中小企業団体中央会内）
TEL 099-223-2801 FAX 099-225-2904
Mail kenshinren@satsuma.or.jp
印刷所 株式会社朝日印刷